

令和元年 第8回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和元年8月16日（金）午後1時30分 北区役所 3階 31・32会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 松尾康弘
横井利治 鈴木克育 褚田博子 根木常次 岡本純 藤村猪三
高井孝平 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水嶋久司 小柳守弘
鈴木要

欠席： 褚田正保 内山進吾 小杉高史 井上保典 伊藤安子

3. 出席した事務局職員

山下文彦(担当部長) 清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穢 斎藤和也 石田潤司
河村幸一郎 秋山尚司 吉山和志 鈴木健吾 加茂真也
水野明人(農業振興課)

4. 審議事項

第57号議案 農地法第3条の規定による許可について
第58号議案 農地法第3条2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について
第59号議案 農地法第4条の規定による許可について
第60号議案 農地法第5条の規定による許可について
第61号議案 非農地証明について
第62号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第63号議案 農用地利用集積計画の決定について
第64号議案 市民農園整備促進法第4条第1項に基づく市民農園区域の指定について

5. 報告事項

報第54号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第55号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第56号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報第57号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可公売)
報第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第59号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第60号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和元年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ、19名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、欠席委員ですが、議席番号6番袴田正保委員、議席番号12番内山進吾委員、議席番号17番小杉高史委員、議席番号21番井上保典委員、議席番号22番伊藤安子委員、でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。まず、冒頭にこの話題から入らなければならないと思っております。台風10号、当初大型台風ということで、進路が大変気になりましたが中国地方へ上陸して、日本海へぬけ私たち浜松地区には、大きな被害もなく良かったと思っております。

さて、皆様もご存じのように西部農業委員会協議会では、年に2回研修を行っております。1回目が秋に行う日帰り研修、2回目が2月に行う講師を招いての講演会がございます。今年から、講演会のやり方を事務局と相談して昨年まで午前、午後と2回に分け2人の講師に講演をしていただくという形を取らせていただきましたが、今年より皆様の興味ある内容、知名度のある講師を呼んで少しでも講演の参加者を増やすという2つの観点から、午後ののみの講演という形でやって行こうと思っております。それでは、皆様のお手元の資料にございます、気象予報士の天達さんという方、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、朝8時から特ダネというフジテレビの番組で有名になりました天達気象予報士を講師に招いて、農業と気候、農業と健康という話題で講演をいただき、私たちの農業に、また生活に密着する話が聞ければ良いなあと思っております。

是非皆様も、地区調査会へ帰った折には、半年近く先の話ではありますが宣伝をして頂いて大勢の方に来ていただき成功するようにと思っております。

ちょうど台風時期ですが、気象予報士を招いての講演会を考えているという事をご承知おき願いたいと思います。簡単ではございますが挨拶とかえさせていただきます。

会長 それでは、只今から令和元年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号7番の松尾康弘委員、議席番号8番の横井利治委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第 57 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 131 番外 11 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 6 件、贈与に係る案件が 3 件、使用貸借権に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 2 件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「三方原」、整理番号 133 番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、北区三方原町の [REDACTED] さん、[REDACTED] さんです。[REDACTED] さんと [REDACTED] さんは、譲渡人である [REDACTED] さんの子であり、一つの農家世帯として農業を営んでおります。今回、[REDACTED] さんが高齢になってきており、後継者である [REDACTED] さんと [REDACTED] さんに農地を速やかに譲り渡すため、生前贈与をすべく申請に至ったものでございます。

申請地は、市立三方原小学校から [REDACTED] へ約 [REDACTED] m と、浜松市北消防署曳馬野出張所から [REDACTED] へ約 [REDACTED] m に位置しております。取得後は引き続き馬鈴薯・大根を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案 2 ページ、地区「都田」、整理番号 136 番をお願いします。

譲受人は浜北区宮口の [REDACTED] です。

[REDACTED] は、乳牛を飼育し酪農業を営む法人です。申請地は、代表取締役の祖父が所有する農地に隣接しており、高齢である現所有者から耕作管理を打診されたため、売買により所有権を移転したく申請に至ったものでございます。

申請地は、新都田市民サービスセンターから [REDACTED] へ約 [REDACTED] km、[REDACTED] の所在地からは約 [REDACTED] km に位置しております。取得後は飼料用のとうもろこしを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号 131 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号 131 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 132 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号 133 番から 135 番について、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号 136 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 136 番について地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 137 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号 138 番から 142 番について、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 はい、整理番号 138 番から 142 番でございますが、整理番号 141 番 142 番については営農型太陽光発電に関する区分地上権についての案件でございます。

作付状況、生育状況について現地調査の結果十分に生育していると判断をしました。

地区調査会では問題はありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 57 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 58 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 3 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋山 今月の申請は、地区「引佐」、整理番号 5 番外 1 件でございます。

この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう、下限面積を個別に指定する申請となります。

手続きの流れとしましては、別段の面積及び区域の指定申請を行い、調査会、総会でご審議いただきます。総会承認後、県知事へ通知をし、下限面積の変更を行った後、所有権の移転又は権利の設定の申請をしていきます。

それでは、地区「引佐」、整理番号 5 番を説明いたします。

申請者は、愛知県新城市から北区引佐町伊平に移住する [REDACTED] さんです。

申請地は、北区引佐町伊平 [REDACTED] 外 1 筆、合計面積 413 m²、地目は畑で、旧市立伊平小学校の [REDACTED] 約 [REDACTED] m に位置しております。

[REDACTED] さんは、新城市で借家住まいをしておりましたが、家主が高齢であり貸家業を廃業したいとの意向であったため、新しい住居を探しておりました。個人で林業を営んでおり、新城市を中心とした現場へ通勤可能な範囲である引佐町伊平で空き家が売りに出ていることを知り、申請に至りました。

今回、住宅に隣接する農地も同時に取得し、ブルーベリー・さくらんぼの栽培を行う

予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である引佐町伊平 []、[]の区域については、下限面積を引佐地区の基準である 4,000 m²から 413 m²とする旨を静岡県知事に通知していきます。

続きまして、地区「引佐」、整理番号 6 番について説明いたします。

この案件は、磐田市壱貫地の []さんが、この制度を用いて平成 []年 []月 []日付けで別段の面積及び区域の指定の承認、平成 []年 []月 []日付けで農地法第 3 条の許可を受け、北区引佐町伊平の農地 954.61 m²を取得したものでございます。

当時、磐田市から北区引佐町伊平へ移住するため、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を 954.61 m²に変更しました。

今回、[]さんへの所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を引佐地区の基準である 4,000 m²に戻すためにご審議いただくものです。

説明は以上でございます。

議長 只今の事務局からの説明について質問のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第 58 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 59 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 71 番、外 9 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用・共同住宅関連が 4 件、農家住宅関連が 1 件、農産物販売所が 1 件、貸駐車場が 3 件、社会福祉施設が 1 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 3 件、第 3 種農地が 6 件でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号 71 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号 71 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 72 番について、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

議長 整理番号 72 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 73 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 整理番号 73 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 74 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 74 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 75 番、76 番について、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号 77 番について、都田区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 77 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 78 番、79 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号 80 番について、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 整理番号 80 番につきまして、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第 59 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 60 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 786 番外 110 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 56 件、貸駐車場が 2 件、事業用の建物関連が 6 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 13 件、一時転用が 5 件、太陽光発電が 25 件、営農型太陽光発電が 3 件でございます。

また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 7 件、第 1 種農地が 11 件、第 2 種農地が 28 件、第 3 種農地が 65 件でございます。

それでは、議案 9 ページ、地区「中ノ町」、整理番号 795 番から 797 番をお願いします。

整理番号 795 番、797 番は売買による所有権移転、整理番号 796 番は賃借権の設定であり、権利の種類が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。

東区白鳥町の畠 5 筆、合計 9,986 m²について、工場、駐車場、緑地を設けたいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED]に本社を置く[REDACTED]の法人です。

現在の工場のみでは、近年の需要に対して供給が間に合わないため、本社工場の隣接地に新たな工場を建築したく、申請に及んだものであります。

申請地は、浜松市東区役所から[REDACTED]へ約[REDACTED]kmのところに位置する農地でございます。

申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、第3種農地に該当すると判断いたしました。

事業計画は、工場、311台収容の来客・事業・従業員用の駐車場、調整池を兼ねる緑地を設置する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われます。

排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案20ページ、地区「細江」、整理番号871番をお願いします。

北区細江町中川の畠2筆、2,177m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、中区早出町の会社員である個人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に賃借権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。

申請地は、天竜浜名湖鉄道岡地駅の[REDACTED]約[REDACTED]mに位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね500m以内の区域にあることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。

事業計画は、340Wの太陽光パネル606枚を設置し、発電能力が206.04kWとなる発電設備を設けるものでございます。設備の配置計画から見て、転用規模は適当と思われます。

申請地は碎石敷とし、周囲にはフェンス及び堰堤を設ける計画であること、雨水は敷地内で自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで受けていること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定の際に代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に統いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号786番、787番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 整理番号786番、787番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありません

でした。

議長 整理番号 788 番から 793 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号 788 番から 793 番について、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 794 番から 804 番について、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

議長 調査会では特に問題ございませんでした。

議長 整理番号 805 番から 813 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 整理番号 805 番から 813 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 814 番から 818 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号 814 番から 818 番について地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 819 番から 824 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 整理番号 825 番から 829 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 整理番号 825 番から 829 番の 5 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 830 番、831 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横井 整理番号 830 番、831 番 2 件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 832 番から 834 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 整理番号 832 番から 834 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 835 番から 851 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 835 番から 851 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 852 番から 860 番について、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。

根本 整理番号 852 番から 860 番について調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 861 番から 865 番について、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

- 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。
- 議長 整理番号 866 番から 869 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡本 整理番号 866 番から 869 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 870 番、871 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤村 整理番号 870 番、871 番につきまして、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 872 番から 874 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後藤 整理番号 872 番から 874 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 875 番から 880 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。
- 議長 整理番号 881 番から 894 番までについて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森島 整理番号 881 番から 894 番までについて、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。転用者も代理人も、調査会に出席できない案件があり、文書でやり取りをして問題なしとしましたが今後について問題提起させていただきます。
- 議長 整理番号 895 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴木英 整理番号 895 番、地区調査会では問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 896 番について、春野地区調査会の水崎委員よりお願いします。
- 水崎 整理番号 896 番、地区調査会では問題ありませんでした。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。
- (質疑応答なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 60 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議長 次に、第 61 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木智 それでは、議案 25 ページをご覧ください。
- (議案を読み上げる)
- 加茂 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 18 番、1 件でございます。
- 申請別の内訳につきましては、自己用住宅が 1 件でございます。
- それでは、議案 25 ページ、地区「神久呂」、整理番号 18 番をお願いします。

申請人は、西区西山町の[REDACTED]さんの成年後見人である司法書士の[REDACTED]さんです。

申請地は、西区西山町[REDACTED]の畠で、神久呂協働センターから[REDACTED]へ約[REDACTED]kmに位置しております。

登記地目は畠、現況は宅地、申請面積は48m²でございます。

現在建っている建物は、[REDACTED]さんの父が昭和43年に、隣接する宅地と併用して自己用住宅を建築したものであり、この度、農地の上に建物が建っている状況が判明したため、是正したく申請に至りました。

つきましては、非農地証明の基準である「建築物等の敷地として必要最小限の面積であり、かつ、建築後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当し、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第61号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第62号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案27ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号26番外3件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から20年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「新津」、整理番号29番、南区米津町[REDACTED]外6筆について、ご説明いたします。

被相続人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に亡くなられた、[REDACTED]さん。相続人は、南区米津町にお住いの、子の[REDACTED]さん、[REDACTED]歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在とも5,073m²です。

現地調査を実施した結果、水稻、玉葱等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号26番から28番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 62 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 63 号議案「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和元年度第 5 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。

公告予定は令和元年 8 月 20 日となります。

2 枚めくっていただきまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 239 筆、225,769.84 m² の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 2 筆をはじめとして、計 22 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 26 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、27 ページから 33 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、35 ページから 36 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。

はじめに、1 ページから 26 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 169 筆ございます。

このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 3 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] さんです。元々長野県で 3 年間ほど農業を行っていました。今年の 4 月から妻の実家がある浜松に引っ越し、浜松でも農業を行っていきたい意向があったため、今回の申請に至りました。東区中野町 [REDACTED] 番の畠、外 2 筆、計 1,319 m² を借り受け玉葱等の栽培を予定しております。

次に 5 ページの 3 番から 6 番をご覧ください。[REDACTED] です。現在、三方原地区内でチングンサイ等を約 11,000 m² 作付けしている [REDACTED] さんが平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月に設立した会社で、福利厚生の向上を図ることで、従業員の雇用の安定及び新たな人材の確保をしていくため、今回の申請に至りました。北区初生町 [REDACTED] 番 [REDACTED] 外 3 筆、合計 11,256 m² を借り受けチングンサイ等の栽培を予定しております。

次に 5 ページの 7 番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] さんです。家庭菜園を通じ農業に興味を持ち、都田町の農業者 [REDACTED] さんのもとでブルーベリーの栽培を学び、今回の申請に至りました。浜北区四大地 [REDACTED] 番 [REDACTED] 、3,127 m² のうち 2,000 m² を 10 年間借り受けブルーベリーの栽培を予定しております。

次に1ページの4番をご覧ください。こちらは平成29年4月に利用権設定等事務取扱要領の一部を改正し施行した10a未満での貸し借りを可能とする利用権の例外規定によるものでございます。

本制度の対象者は、農業に関心があり耕作できる者等とし、設定面積は概ね2a以上10a未満です。対象となる農地は、大規模既存集落内で、かつ宅地化率が4割を超える街区内の農地が対象となります。ただし、30a以上の集団性がある農地は除きます。貸借の期間は3年間で、借り手には年1回の営農状況の報告義務があります。

借受人の[REDACTED]さんは、家庭菜園をやりたいと考えましたが、自宅敷地内では場所を確保できなかったところ、自宅近くの畠を借りられることとなり、今回の申請にいたりました。浜北区平口[REDACTED]番の畠、466m²を使用貸借により借り受け、冬瓜、かぼちゃ、スイカ等の作付けを行ってまいります。[REDACTED]さんには、1年に1回、利用状況報告書を提出していただき、耕作状況の確認をしてまいります。

次に、5ページ1番、2番、9ページ、11ページ及び17ページ1番から12番をご覧ください。

農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が39筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。11ページ、17ページ1番から12番をご覧ください。

本件は、県の農業振興公社が北区三ヶ日町平山[REDACTED]番[REDACTED]外24筆の畠、計19,868m²を5名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者4名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

次に35ページの1番をご覧ください。農地売買等事業の買入協議制度による静岡県農業振興公社に対する所有権移転が1筆ございます。

買入協議制度は、農地所有者から農業委員会に農地を売り渡したいという申し出があった際、認定農業者等に農地集積を促進する観点から農業振興公社が一旦買い入れた方が良いと判断される農地について公社が買い入れを行うものです。

売り手は[REDACTED]さん、対象農地は浜北区平口[REDACTED]番[REDACTED]、面積8,257m²です。

買い手は今後市が公社にあっせんし、決定します。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第63号議案「農地利用集積計画の決定につ

いて」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 64 号議案「市民農園整備促進法第 4 条第 1 項に基づく市民農園区域の指定について」を上程いたします。

議長 事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

水野 農業振興課の水野と申します。よろしくお願ひいたします。

市民農園新規開設に向け、平成 2 年、住民のレクリエーションと農村地域の振興を目的として制定された「市民農園整備促進法」第 4 条第 1 項により、農業委員会の決定を経て市民農園として整備すべき区域を指定するものでございます。

別冊 2 をご覧ください。

1 ページから 3 ページが、農業委員会への依頼文と調書でございます。4 ページ以降が添付資料となっています。

それでは、1 ページの依頼文をご覧ください。

1 「市民農園指定区域」は、浜松市南区下飯田町 [] 番の一部です。

登記、現況地目は畠でございます。

2 の「市民農園指定区域の面積」は、畠 962 m² の内 461.9 m² でございます。

次に、2 ページ「市民農園区域指定調書」についてご説明いたしますが、4 ページから 6 ページに案内図、公図がありますので併せてご覧ください。

1 の市民農園区域の指定の必要性について、該当地は、複数の幹線道路から至近で、利便性がよいため、南区だけでなく、隣接する中区・東区等からの農園利用者も見込まれる適当な区域と判断しています。

次に、2 の市民農園区域の概要につきまして、③の位置については、浜松市中央卸売市場の [] 飯田公園の [] ほどに位置しております。

3 の「指定要件の概要」をご覧ください。ここには、計画地が市民農園整備促進法第 4 条第 1 項の第 1 号から第 3 号の規定にある、区域指定の要件に合致している市の判断及びその根拠が記載されています。

まず①第 1 号では、一団の農地の存在及び利用の妥当性を要件としていますが、「当該区域内には一団の農地が存在し、適正に管理されている事から、市民農園として利用する事が適当である」として「適当」と判断しています。

次に②第 2 号では、周辺農地への支障を生ずる恐れがない事を要件としていますが、「当該地区は農用地区域内であるが、申請地は周辺の農用地の効率的かつ総合的な利用について支障をきたす恐れはない。」として「支障無し」と判断しています。

次に③第 3 号では利用者が相当程度見込まれる事を要件としていますが、「当該地区は、国道 1 号線など複数の幹線道路から至近で、隣接する中区・東区からの利便性もよい場

所であるため、相当数の市民の利用が見込まれる区域である。」として「適当」と判断しています。

このように、これら 3 つの要件すべてが「適当」、「支障無し」という事で、市民農園区域の指定を行っていくものでございます。

なお、今後の予定につきましては、農業委員会の区域指定の決定後に、都市計画課をはじめ関係各課に意見を求め、9月に県との協議等を経て公告後に区域指定を完了し、県の認定同意後、来年 1 月頃から工事着工、そして 4 月の開園という予定で進めてまいります。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 私は、市民農園の事業にかかわった記憶があり大賛成であるが、事業に携わった方々が思いのほか苦戦していると感じている。

当初の事業計画から 30 年の経過、地域の変化、ニーズの変化があるのではないかと思うが事業の発展していく方向について、農業委員を含めもっと議論していかないといけないと感じている。

議長 事務局何かありますか。

水野 委員がおっしゃる通り地区により利用率の低い地区が出ております。

これに関して周りが農地であり、お金を出してまで借りるという事に抵抗を感じている事や、皆さん近くに農地を求めているため、遠くに農地を借りない現状があります。

議長 この件については、この場で議論することでもないので預かりとします。

議長 その他ご意見等ございますでしょうか。

(その他発言なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 64 号議案「市民農園整備促進法第 4 条第 1 項に基づく市民農園区域の指定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に報告事項の第 54 号から第 60 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、報告事項となります。議案 33 ページ以降でございます。

(議案と件数を読み上げる)

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

その他として委員の皆様から活動を通して何かありましたらお願いいいたします。

議長 地区調査会出席案件について

・全国農業者担い手サミット IN 静岡について

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

- 齋 藤 • 西部地区農業委員会研修会アンケートについて
齋 藤 • 西部地区農地利用最適化推進研修会について
鈴木智 • 第9回浜松市農業委員会総会

日時 令和元年9月13日（金）午後1時30分～

場所 浜北区役所 3階大会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第8回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時10分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和元年8月16日（金）

会長 松島 好則

委員 松尾 康弘

委員 横井 利治